

東海地域花き普及・振興協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、東海地域花き普及・振興協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、岐阜、愛知、三重の3県の地域（以下「東海地域」という。）の花き類（以下「花き」という。）の生産振興、流通の円滑化及び需要の拡大等を図ることにより、潤いのある豊かな社会の実現と花き産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互による花きの生産、流通及び消費に関する情報交換、花き産業の振興方策等に関する意見交換
- (2) 花き産業の振興に関する講演会、イベント等の開催
- (3) 花き産業の振興に関する情報及び資料の収集、提供
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと

(規程及び細則)

第4条 この規約で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、規程又は細則で定める。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、特別会員とする。

(1) 正会員は、次の者とする。

- ① 東海地域の花き関係生産者及び生産者団体
- ② 東海地域で事業活動を行う花き卸売業者
- ③ 東海地域で事業活動を行う花き販売・リース団体
- ④ 本会の趣旨に賛同する者

(2) 特別会員

東海地域内の公的機関

(入会)

第6条 本会に加入しようとする者は、細則の定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

2 本会の加入に当たり、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、規程で定めるところにより、会費を納入するものとする。

(退会)

第8条 会員は、細則で定めるところにより退会届を会長に提出することにより退会することができるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 個人たる会員が死亡したとき又は法人たる会員（法人格を有しない社団等を含む。以下「法人等の会員」という。）が解散したとき
- (3) 理由なく会費が未納であり、その事実が判明した時点より2年が経過したとき
- (4) 会員としてふさわしくない行為等がなされたとの申し出があり、理事会にて聴聞会を開き、該当者から事情を聞いた上で、不適切であると認定したとき

(会費の不返還)

第10条 既納の会費は、本会事務局の手続きに錯誤があり過払となった場合を除き、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第11条 本会に、役員として理事を15名以上20名以内、監事2名を置く。

- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会において、正及び特別会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- 3 理事及び監事、会計及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(職務)

第13条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、1名は会計を担当する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長が予め指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の財産を、本会の目的に応じて、厳正かつ効率的に管理するものとする。
- 4 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の決議に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、本会の業務を監査する。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又はその任期満了後においても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(法人等の代表者の交替)

第15条 法人等の会員が本会に対する代表者であって、本会の役員である者が、その代表者でなくなった場合には、新たにその会員が代表者として指名した者が、次に開催される総会までの間その職務を行う。

(報酬等)

第 16 条 役員は、無報酬とする。ただし、特別の出費があったときは、規程で定めるところにより、その費用を本会が負担することができる。

(特別顧問)

第 17 条 本会に、特別顧問を若干名置くことができるものとする。

- 2 特別顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 特別顧問は、本会の運営上重要な事項について、総会及び理事会の求めに応じて意見を述べることができる。
- 4 特別顧問の報酬等については、前条の規定を準用する。

(幹事)

第 18 条 本会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、本会の事業の企画運営に当たる。

第 4 章 総会

(開催)

第 19 条 総会は、毎年度 1 回、原則年度開始後 3 か月以内に開催する。

(招集)

第 20 条 総会は会長が招集する。

- 2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに各会員に通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、会長が指名する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、第 13 条第 2 項の規定により定められた順序により副会長が指名する。

(決議事項)

第 22 条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画、収支予算の決定
- (3) 事業報告、収支決算の承認
- (4) 役員の任免
- (5) 規程の制定及び改廃
- (6) その他理事会が必要と認めた事項

(定足数)

第 23 条 総会は、正及び特別会員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。この場合において、第 25 条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行使するものは、これを出席者とみなす。

2 前項の場合において、会費を1年以上滞納している正会員については、会員の総数に含めない。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席した正及び特別会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、会費を1年以上滞納している正会員については、議決権を有しないものとする。

(書面決議等)

第25条 やむをえない理由のため総会に出席できない正及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保管するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席者数並びに書面決議者数及び議決委任者数
- (3) 議事の概要及び決議の結果

第5章 理事会

(開催)

第27条 理事会は、必要に応じ開催する。

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、会議の日時、場所、目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに各理事に通知しなければならない。

(審議事項)

第29条 理事会において、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) 細則の制定及び改廃
- (4) その他本会の業務の執行に関する事項

(決議方法)

第30条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その出席した理事の過半数をもってこれを決する。この場合、第31条により審議に加わった理事は出席者とみなす。

(代理出席等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、代理人又は書面をもって理事会の審議に加わることができる。

第6章 事務局

(設置)

第32条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織、運営に必要な事項は、細則で定める。

第7章 会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経理及び財産)

第34条 本会の会計及び財産に関する事項は、規程で定める。

第8章 雑則

(解散)

第35条 本会は、次に該当するときは解散する。

(1) 会員の欠乏

(2) 正及び特別会員の過半数が出席する総会における出席会員の3分の2以上の議決

(委任)

第36条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、規定で定める。

附則

この改正規約は、平成13年6月1日から施行する。

東海地域花き普及・振興協議会・規程

東海地域花き普及・振興協議会規約（以下「規約」という。）に基づき、次のとおり定める。

第1章 会費

（年会費）

第1条 規約第7条に定める年会費は、次のとおりとする。

正会員は3万円

なお、特別会員は会費を徴収しない。

また、情勢に鑑み、臨時措置として総会での議決により年会費を変更できるものとする。

2 会費は、6月末日までに指定する金融機関に一括して納めるものとする。

第2章 会計及び財産（規約第34条関係）

（財産の構成）

第2条 本会の財産は、次に掲げるものとする。

- （1）会費
- （2）寄付金品
- （3）財産から生ずる果実
- （4）事業に伴う収入
- （5）その他の収入

（財産の種類）

第3条 本会の所有する財産の種類は、次のとおりとする。

- （1）現金及び預貯金
- （2）物品

（財産の運用）

第4条 財産のうち現金は、解約又は払戻しが自由な預貯金により運用するものとする。ただし、一定期間使用しないことが明らかな現金は、定期預貯金等により運用することができる。

（経費の支弁）

第5条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

（経理処理方法）

第6条 本会の経理処理方法は、原則として、「公益法人会計基準」を準用する。

（事業計画及び予算）

第7条 規約第18条第3項に定める本会の事業計画及び予算に関する書類は、事務局が作成し、総会の決議を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、毎年事業年度開始以降、第1回の総会までの間については、前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、事務局が事業報告書、支出決算書及び財産目録を作成し、規約第13条第5項に規定する監事の監査を受け、規約第29条に定める総会の承認を得るものとする。

(講師等への費用の負担)

第9条 本会は、次に掲げる業務を行った者に対して、その費用を負担することができる。

- (1) 本会が開催する講演会等における講師等の業務
- (2) 専門技術的な事項に関する原稿の執筆及び外国文献の翻訳
- (3) その他費用を負担することが適当であると会長が認めた業務

第10条 前条の規定により費用を負担する範囲は、旅費、日当、宿泊費及び謝金とし、その額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 旅費、日当、宿泊費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）により算出した旅費、日当、宿泊費に相当する額
- (2) 謝金については、農林水産省大臣官房経理課が毎年定める謝金単価表の謝金に相当する額

- 2 前項にかかわらず、会長が特に必要と認めた場合には、前項に規定する額を越えて負担することができる。

(役員への費用の負担)

第11条 規約第16条に定める費用を負担する範囲は、前条の規定を準用する。

この場合において、前条第1号及び2号の業務については、旅費、日当及び宿泊費とする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、細則で定める。

附則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

平成20年6月24日一部改正

平成22年6月28日一部改正

令和4年7月4日一部改正

東海地域花き普及・振興協議会・運営細則

東海地域花き普及・振興協議会規約及び同規程に基づき、次のとおり定める。

第1章 事務局（規約第32条関係）

（設置）

第1条 本会の事務を処理するため、規約第32条に基づき事務局を設置する。

2 事務局は、当分の間、愛知豊明花き流通協同組合に置く。

3 特別会員は、本会の総会、イベント等本会行事に積極的に参画する。

（職員）

第2条 事務局に一時的な繁忙な時期において、予算の範囲内において臨時に職員を置くことができる。

（任免）

第3条 事務局長は、会計担当副会長が任免する。

2 臨時の職員は、事務局長が任免する。

（給与）

第4条 臨時の職員の給与は、東海農政局の臨時の職員の給与に準ずる。

第2章 入会等（規約第6条及び第8条関係）

（入会申込書）

第5条 規約第6条による入会申込書は、別紙様式1によるものとする。

（退会届）

第6条 規約第8条による退会届けは、別紙様式2によるものとする。

第3章 共催・後援・協賛（規約第3条関係）

（共催・後援・協賛）

第7条 本会の共催・後援、協賛は、原則として東海地域の県または地域レベル以上の規模を主たる対象とし、その内容が特定の社会思想、営利活動又は商品の宣伝に亘らず、その趣旨が次のいずれかに該当するもの

①花きの生産振興、需要の拡大に寄与すると思われるもの

②花き栽培技術の啓発・普及に寄与すると思われるもの

③その他フラワーアレンジメント等花き文化の振興に寄与すると思われるもの

（表彰）

第8条 本会は、前条の要件のいずれかに該当する行事において会長が優秀と認めた者を表彰

し、賞状及び5千円を限度とした副賞を授与することができるものとする。

(祝儀)

第9条 本会は、会員が属する全国団体等が主催する第7条①及び②の項目に該当する行事において、会長（代理を含む。）が出席する場合には、1万円を限度として祝儀を包むものとする。

付則

この運営細則は、平成13年6月1日から施行する。

平成14年6月4日一部改正

平成22年3月19日一部改正

(様式1)

入会申込書

東海地域花き普及・振興協議会 会長 様

貴協議会の目的に賛同し、入会したいので申込みます。

年 月 日

団体又は個人名

印

(団体の場合代表者名)

住 所

(様式2)

退会届

東海地域花き普及・振興協議会 会長 様

この度、当方の都合により退会させていただきます。

年 月 日

団体又は個人名

印

(団体の場合代表者名)

住 所

東海地域花き普及・振興協議会 会員名簿（令和８年８月現在）

○ 正 会 員（18）

会 員 名
<生産・出荷団体関係（５）> 岐阜県園芸特産振興会花き部会 全国農業協同組合連合会岐阜県本部 愛知県花き温室園芸組合連合会 愛知県経済農業協同組合連合会 三重県花植木振興会
<卸売市場関係（８）> 岐阜生花市場協同組合 一般社団法人愛知県花き市場組合 愛知豊明花き流通協同組合 愛知名港花き卸売事業協同組合 豊明花き株式会社 三河生花協同組合 名港花き仲卸協同組合 株式会社名港フラワブリッジ
<販売・リース団体関係（５）> 愛知園芸商組合 名古屋生花小売商業協同組合 公益社団法人 日本フラワーデザイナー協会愛知県支部 株式会社ハクサン 福花園種苗株式会社

○ 特 別 会 員（７）

会 員 名
株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部東海北陸地区総括課 岐阜県 愛知県 名古屋市 三重県 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 東海農政局